

協力金の申請の流れ

●薬局

①市指定の書式により申請

- ・ 交付申請書
- ・ 事業調書
- ・ 市長が必要と認める書類（誓約書）

※初めての申請の際に提出すれば、以降の提出は不要

○協力金事業対象期間

令和5年4月1日～**令和5年5月7日**

○申請期日

令和5年5月25日

①

●船橋市保健所

②申請書類の審査

- ・ 交付決定書

③協力金の支払い

- ・ 申請書受理日の翌月に支払い。

※お振込み先のご登録が無い場合は、別途登録のお願いをさせていただきます。

② ③

【協力金の額】

平日 : 患者一人当たり3千円 対応件数一回当たり2千円

夜間・休日 : 患者一人当たり3千円 対応件数一回当たり4千円

(夜間: 19:00～翌8:00)

※すべての対応が終了した時間で、申請区分（昼実施or夜間実施）を決定してください。

(例) 18時00分～18時45分 ⇒ 昼

18時30分～19時15分 ⇒ 夜